

# 第5回久慈川・那珂川流域治水協議会

## 【那須烏山市防災集団移転促進事業】

○と き：令和5年6月2日（金）

○ところ：常陸河川国道事務所・WEB

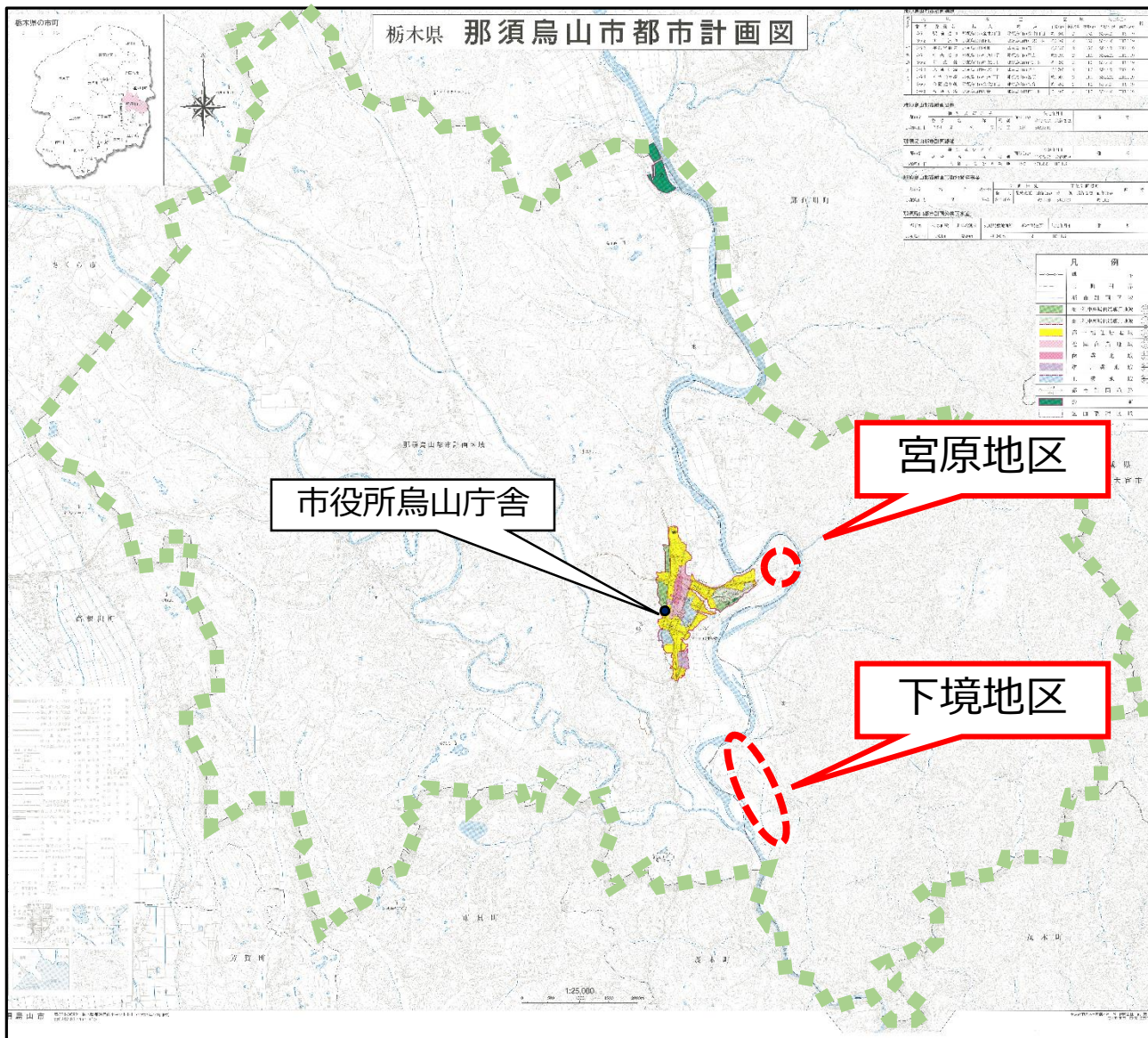
※制度変更や事業の進捗状況等により、今後、内容が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

那須烏山市 都市建設課

1



# 1 防災集団移転促進事業実施予定箇所



## 2 両地区の災害リスクについて

### ▶両地区の被災状況

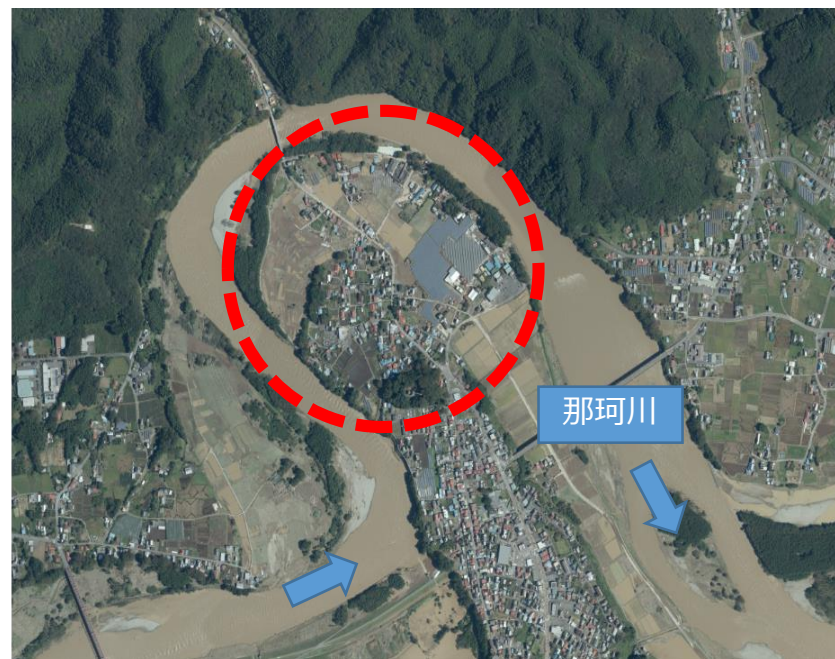
- ・両地区周辺では、近年、概ね10年に1回程度の頻度で4回の住宅が水に浸かる被害が発生しています。
- ・特に、令和元年東日本台風では、これまで以上の「床上・床下浸水」「道路冠水」等の被害が発生しました。



令和元年東日本台風による下境地区の浸水状況  
提供：常陸河川国道事務所

### 近年の主な浸水被害

昭和61年（1986）	8月
平成10年（1998）	8月
平成23年（2011）	9月
令和元年（2019）	10月



令和元年東日本台風による宮原地区の浸水状況  
提供：常陸河川国道事務所



### 3 安全・安心な地域づくりについて

- ▶両地区は、那珂川の水があふれ、**住居等が水に浸かる可能性がある危険な区域**であることから、今後、**新たに浸水する住宅を増やさない**ようにするとともに、お住まいの方の命と生活を守るため、防災・減災対策に取り組んでいます。
- ▶具体的な方法として、これまでの洪水被害の状況等を踏まえて、国、県と協議しながら、当地区に住み続けた場合にどの程度の**リスク**があるのか、**お住いの皆様にご理解いただいたうえで、洪水に対して危険性が高い区域**を「**災害危険区域**」に**指定**することを検討しています。
- ▶また、**災害危険区域内にお住まいの皆様と、これからも安全な地域への移転（防災集団移転）**を検討しているところです。
- ▶両地区の安全・安心な地域づくりを進めるにあたり、国や県と連携しながら、**両地区にお住いの皆様と意見交換し一緒に考えながら**実現を目指していきます。

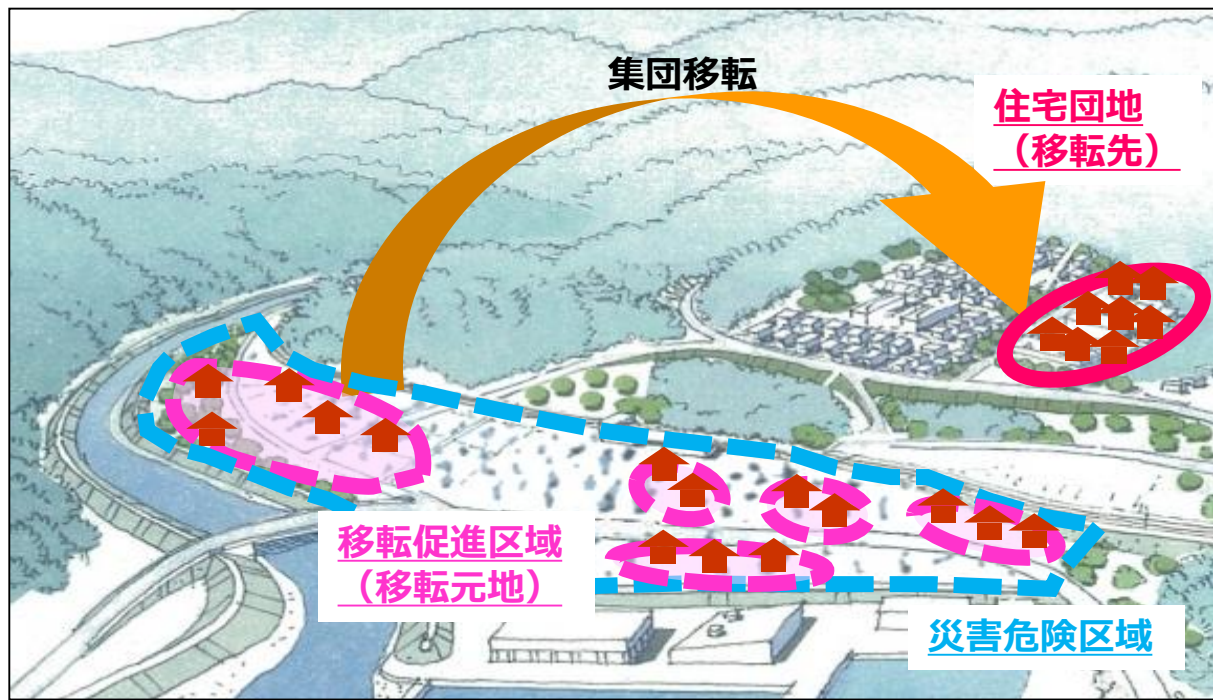


## 4 安全・安心な地域づくりの実現に向けて

### (1)防災集団移転促進事業

▶那珂川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた、「土地利用・住まい方の工夫」の手法の一つが、「**防災集団移転促進事業**」です。




▶防災集団移転促進事業とは、災害危険区域内において**地域コミュニティを維持しながら、災害リスクがある区域から住居の集団移転を促進**する事業です。



出典：国土交通省都市局都市安全課資料をもとに作成

### ●防災集団移転促進事業のイメージ

・災害危険区域の中の、住居の用に供する敷地を移転促進区域として設定し、移転促進区域内の住居について、移転先の住宅団地へ集団移転していただく事業です。

-  住宅団地
-  災害危険区域
-  移転促進区域



## (2)防災集団移転促進事業を実施するにあたって

- ▶ 防災集団移転促進事業は、災害危険区域内にある住居について**全戸移転**していただく事業です。防災集団移転促進事業を実施するためには、災害危険区域内にお住いの皆様が**移転したいという意思**を示していただく必要があります（住民合意の下で事業を進める任意事業）。
- ▶ 「地元説明会」や「個別相談会」などを開催し、皆様と市が協力しながら防災集団移転促進事業を進めています。
- ▶ **移転に対する合意がまとまった区域**から段階的に「防災集団移転促進事業計画」を策定し移転を進めていく方法を検討しています。
  - ※防災集団移転促進事業計画とは、「移転促進区域」「住宅団地の整備」「移転者に対する助成」等を定めるもので、防災集団移転促進事業の実施計画となる計画です。国土交通大臣の同意が必要となります。
- ▶ 災害危険区域内にある移転元地の「住宅の用途に係る宅地」は買取りを行います。



## 5 今後の進め方

### ステップ1 令和2年10月～

#### ▶地域住民の皆様へのご意向確認 等

- ・地元説明会、アンケート、個別相談会の実施
- ・国、県及び関係機関等との相談・協議

### ステップ2 令和4年4月～

#### ▶防災・減災まちづくり方針等への合意形成

- ・災害危険区域に関する調査、検討の実施
- ・「災害危険区域」「防災集団移転促進区域」に関する、説明会等の実施  
※少人数で意見交換する場も設けていきます。
- ・移転に向けた事業計画の検討
- ・国、県及び関係機関等との相談・協議

### ステップ3 令和5年4月～

#### ▶事業計画の策定

- ・災害危険区域の指定に向けた手続き等
- ・移転に向けた意向確認、個別相談会の実施
- ・事業計画の策定  
(移転元地の補償調査、住宅団地の調査等)
- ・事業計画説明会の実施
- ・国、県及び関係機関等との相談・協議
- ・事業計画の国との協議・同意

### ステップ4

#### ▶移転に向けた事業着手・移転

- ・住宅団地用地の取得等
- ・住宅団地の整備
- ・移転元地の土地等の買取り
- ・移転に係る費用の算定、相談
- ・移転先住宅の建設、引越し



## 6 地元説明会等の実施について

